

地区薬剤師会 御中

公益社団法人東京都薬剤師会

令和2年度調剤報酬改定において経過措置が設けられた
施設基準「特定薬剤管理指導加算2」の取扱いについて（追加連絡）

平素より、当会の会務推進にご理解ご協力賜り、心より御礼申し上げます。

さて、令和2年9月30日まで経過措置が設けられておりました施設基準「特定薬剤管理指導加算2」の取扱いについて補足連絡をさせていただきます。

当該施設基準を既に届出済み若しくはこれから届出を予定されている場合、下記のフローにて届出内容を確認の上、該当する対処をされるよう、貴地区会員薬局に再度のご周知をよろしくお願いいたします。

記

